

政策連動資金（分煙設備等整備融資）

対象施設認定（申請）書

中小企業受動喫煙防止設備資金利子補給

年 月 日

(認定機関) 神奈川県知事 殿

法人名又は商号
代 表 者
所 在 地
電 話 番 号

政策連動資金（分煙設備等整備融資）
の对象者として認定を受けたいので申請します。
中小企業受動喫煙防止設備資金利子補給
※申し込む制度の名称に○をしてください。

1 企業の概要（現況）

資本金	万円	従業員数	人
開業年月	個人・法人 年 月	事業内容	
業種			

* 県内での事業実績が1年以上で、従業員数30人（卸売業・小売業・サービス業の場合は10人。ただし、医業を主たる事業とする法人（会社を除く。）及び中小企業信用保険法施行令第1条の2各号に掲げる業種にあっては、30人。）以下の中小企業者である必要があります。

2 融資対象要件（次のいずれかの番号を○で囲んでください。）

- (1) 政策連動資金（分煙設備等整備融資）等の対象施設認定要領に定める分煙の措置
- (2) 政策連動資金（分煙設備等整備融資）等の対象施設認定要領に定める喫煙所の設置

3 導入する設備について

名 称		設 置 目 的
設 置 場 所		公共的施設の利用者が、受動喫煙を受けることがないようにするため
設 置 費 用	万円	
設 置 予 定 日	年 月 日	

* 導入する設備の見積書の写し及び図面その他の書類を添付してください。

4 今回の申込みについて

申込予定金融機関	支店
申 込 金 額	万円
融 資 希 望 時 期	年 月 日

申請のとおり認定します。
ただし、政策連動資金（分煙設備等整備融資）に係る認定の有効期限は、認定日から3箇月間です。
また、受動喫煙防止設備（振興事業貸付）を受け、中小企業受動喫煙防止設備利子補給を利用する場合には、認定日から3箇月以内に日本政策金融公庫に貸付の申込をする必要があります。

年 月 日
認定番号

(認定機関) 神奈川県知事



※1 政策連動資金（分煙設備等整備融資）の場合は、別途金融機関による融資審査及び神奈川県信用保証協会による保証審査があります。
※2 受動喫煙防止設備（振興事業貸付）の場合は、別途日本政策金融公庫による審査があります。